

(証券コード 4974)

2020年6月2日

株 主 各 位

滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
タカラバイオ株式会社
代表取締役社長 仲 尾 功 一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、現下の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、下記インターネットまたは郵送による事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますよう、お願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（5頁）をご高覧のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県大津市におの浜四丁目7番7号

びわ湖大津プリンスホテル 3階「プリンスホール」

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。本株主総会へのご来場を予定されている株主さまにおかれましては、当日までのお身体の状態にも十分ご留意の上、くれぐれもご無理なさいませぬよう、お願い申し上げます。
- ◎感染の影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主さま、体調のすぐれない株主さまにおかれましては、感染リスクの回避を最優先していただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ◎本株主総会会場におきましては、マスクの着用やアルコール消毒など新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、感染リスク回避の観点から、お土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎当社をより深くご理解いただくため毎年開設しております「事業内容の展示」コーナーにつきましては、感染リスク回避の観点から、本年度は取りやめさせていただきますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◎お飲物のご提供につきましても、取りやめさせていただきます。

◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

◎株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は、ご入場できませんのでご注意ください。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

② 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

③ 計算書類 株主資本等変動計算書、個別注記表

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際し監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際し監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ir.takara-bio.co.jp/ja/stock/meeting.html>）に開示いたしました。また、本招集ご通知の英訳も、同ウェブサイトでご覧いただけます。



スマート
招集

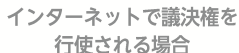
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/4974/>



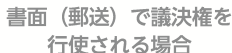


後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいよう、お願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議室および第3号議室

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

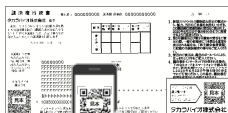
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

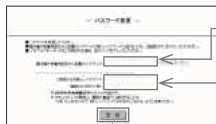
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日9:00～21:00)

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを認証する重要なものです。本定時株主総会終了まで、大切に保管ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問合わせすることはありません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、株主様のご利用機器やインターネット環境等によってはご利用いただけない場合もございます。
- ・インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

(ご参考)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復や企業収益の改善により、緩やかな回復が続いておりましたが、米中の貿易摩擦拡大や英国のEU離脱、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、2018年3月期よりスタートした3ヵ年の中期経営計画「タカラバイオ中期経営計画2019」の最終年度を迎え、その全体方針に掲げる「グローバル企業かつ再生医療等製品企業としてのプレゼンスを向上させ、飛躍的な成長を目指す」ための取り組みを推進してまいりました。

計画最終年度となる2020年3月期の定量目標として、売上高38,500百万円、営業利益4,000百万円を掲げましたが¹、売上高においては、医食品バイオ事業（健康食品およびキノコにかかる両事業）の譲渡等により、当初計画を下回り、34,565百万円となりました。一方、営業利益は遺伝子医療事業で対価料の受領等があり、当初計画を大きく上回り6,274百万円となりました。

事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

①事業セグメント別の状況

1) バイオ産業支援事業

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、当社グループは、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当事業をコアビジネスと位置づけております。

当連結会計年度は、理化学機器の売上高は前期比で減少いたしました。主力の研究用試薬および受託サービスの売上高は前期比で増加いたしました。

¹ 2018年5月に修正計画を発表しましたが、文中は、2017年5月に公表した初期の計画値を記載しております。

以上の結果、当事業の外部顧客に対する売上高は、32,269百万円（前期比102.2%）と増収となりました。

2) 遺伝子医療事業

当事業では、がん等の疾患を対象とし、腫瘍溶解性ウイルス canerpaturev（略称 C-REV）や、独自技術である高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法、siTCR[®]技術を使用した遺伝子改変T細胞療法等の遺伝子治療の臨床開発を進めております。

当連結会計年度は、国内におけるNY-ESO-1・siTCR[®]遺伝子治療薬およびCD19・CAR遺伝子治療薬に関する共同開発・独占販売契約にかかる対価料および本契約に基づく治験製品の売上高を計上いたしました。

以上の結果、当事業の外部顧客に対する売上高は、2,295百万円（前期比94.0%）と減収となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の研究内容等は、次のとおりであります。

<バイオ産業支援事業>

当事業では、国内でトップシェアを有する遺伝子増幅法関連試薬等の遺伝子工学研究用試薬をはじめ、ゲノム解析、遺伝子機能解析および遺伝子検査等に関する研究開発、iPS細胞等の幹細胞および再生・細胞医療等の研究分野に向けた新製品や受託サービスに関連する新技術の研究開発を行っております。

当連結会計年度においては、環境検査に適したノロウイルス拭き取り検査用キット、ウシ白血病ウイルス検出キット、ゲノム編集用GMPグレードCas9タンパク質、消化器がんを対象とした血中循環腫瘍DNAの変異解析サービス等を開発いたしました。また、拡大する新型コロナウイルス感染症への対応としてウイルス検出用PCR製品の開発およびワクチン製造技術の開発等に取り組みしました。

<遺伝子医療事業>

当事業では、がん等を対象にした遺伝子治療の臨床開発を進めております。

当連結会計年度においては、腫瘍溶解性ウイルスC-REVについて、国内で、膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験を推進しました。また、前連結会計年度に根治切除不能・転移性メラノーマを適応症として再生医療等製品の製造販売承認申請を行いました。2019年9月に申請を取下げました。

また、同じく国内で、NY-ESO-1・siTCR[®]遺伝子治療においては滑膜肉腫を対象とした国内第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験、CD19・CAR遺伝子治療では急性リンパ芽球性白血病を対象とした国内第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を進めました。

②売上高および損益の状況

当連結会計年度の売上高は、主力の研究用試薬および受託サービスが前期比で増加したことに加え、NY-ESO-1・siTCR[®]遺伝子治療薬およびCD19・CAR遺伝子治療薬に関する共同開発・独占販売契約にかかる対価料の受領等があったものの、前連結会計年度において医食品バイオ事業（健康食品およびキノコにかかる両事業）を譲渡したこと等により、34,565百万円（前期比96.4%）と減収となりました。売上原価は、売上高の減少に加え、製品構成の変化等により、13,459百万円（前期比88.8%）となりましたので、売上総利益は、21,105百万円（前期比102.0%）となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費等が減少し、14,830百万円（前期比97.4%）となり、営業利益は、6,274百万円（前期比114.8%）と増益となりました。

営業利益の増益にともない、経常利益は、6,347百万円（前期比112.1%）、税金等調整前当期純利益は、5,433百万円（前期比112.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,819百万円（前期比104.4%）と増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め、総額5,365百万円でありました。そのうち主なものは、以下のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
遺伝子・細胞プロセッシングセンター2号棟（新設）
ガスエンジンコージェネレーション関連設備（新設）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 15 期 2017年3月期	第 16 期 2018年3月期	第 17 期 2019年3月期	第 18 期 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	29,375	32,312	35,841	34,565
経 常 利 益 (百万円)	3,579	3,861	5,665	6,347
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,352	2,335	3,657	3,819
1株当たり当期純利益 (円)	11.24	19.39	30.38	31.72
総 資 産 (百万円)	67,143	68,670	71,040	75,009
純 資 産 (百万円)	59,985	61,959	64,095	66,591

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第15期および第16期にかかる数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 15 期 2017年3月期	第 16 期 2018年3月期	第 17 期 2019年3月期	第 18 期 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	19,422	20,976	21,740	21,984
経 常 利 益 (百万円)	2,008	2,660	3,690	4,008
当 期 純 利 益 (百万円)	1,261	1,404	2,756	2,623
1株当たり当期純利益 (円)	10.47	11.67	22.89	21.79
総 資 産 (百万円)	61,485	62,170	64,693	68,045
純 資 産 (百万円)	57,009	57,932	60,146	61,927

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第15期および第16期にかかる数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
宝ホールディングス株式会社	13,226百万円	60.93%	純粋持株会社

(注) 当社の親会社との営業取引として、商標権の使用許諾料の支払い、コンピュータ関連業務の委託料および情報関連機器の賃料の支払い、事務所賃貸料の受領があります。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Takara Bio Europe S.A.S.	891千ユーロ	100.00%	研究用試薬、理化学機器の販売
Takara Bio Europe AB	2,222 千スウェーデンクローナ	(100.00%)	研究用試薬の製造・販売、受託サービス
宝生物工程(大連)有限公司	2,350百万円	100.00%	研究用試薬の開発・製造・販売、受託サービス
宝日医生物技術(北京)有限公司	1,330百万円	100.00%	研究用試薬、理化学機器の販売
Takara Korea Biomedical Inc.	3,860百万ウォン	100.00%	研究用試薬、理化学機器の販売
DSS Takara Bio India Private Limited	110百万ルピー	50.00% (1.00%)	研究用試薬の製造・販売
Takara Bio USA Holdings Inc.	70,857千米ドル	100.00%	子会社の管理
Takara Bio USA, Inc.	83千米ドル	(100.00%)	研究用試薬、理化学機器の開発・製造・販売

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有比率であります。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループの業績は、研究用試薬の海外展開、CDMO事業の拡大、遺伝子治療プロジェクトの進捗等により11期連続増益を達成するなど拡大基調にあります。しかしながら、当社グループを取り巻く環境は、国内外ともに大きく変化し、厳しさを増しております。直近では、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等があげられます。また、当社グループが積極的に取り組んでいる遺伝子治療等の再生医療等製品の分野では、多様なモダリティの開発、実用化が進み、バイオベンチャーやメガファーマ等、企業規模とは関係なく、世界的に競争が激化しております。

さらに、環境・社会問題等、サステナビリティへの企業の取組みに対し、社会的関心が高まり、企業は業績・財務だけではなく、社会課題解決への積極的な取り組みが求められております。

このような状況の中、当社グループは2025年度を最終年度とする6カ年の「長期経営構想2025」および2022年度を最終年度とする3カ年の「中期経営計画2022」を新たに策定いたしました。

「長期経営構想2025」の概要

(1) 位置づけ・目的

「遺伝子治療などの革新的なバイオ技術の開発を通じて、人々の健康に貢献します。」という企業理念のもと、2025年における目指す姿を示し、持続的成長を実現する。

(2) 期間

2020年度～2025年度（6年間）

(3) ビジョン（目指す姿）

研究用試薬・機器事業とCDMO事業を通じ、バイオ創薬基盤技術開発を進め、新モダリティを創出し続ける創薬企業²を目指す。

(4) 計画最終年度定量目標

営業利益：100億円、ROE：8％以上

「中期経営計画2022」の概要

(1) 期間

2020年度～2022年度（3年間）

(2) 全体方針

事業成長戦略と経営基盤強化戦略を推進し、長期経営構想2025の実現（営業利益100億円）に向けた成長基盤の礎を構築する3年間とする。

(3) 計画最終年度定量目標

営業利益：65億円、ROE：6％以上

² 医薬品の研究開発、製造、販売の全ての機能を自社内で完結する完全統合型製薬企業のビジネスモデルではなく、新しく開発した治療法のライセンスを導出する等により収益を得ることをビジネスモデルとする企業

(4) 事業戦略

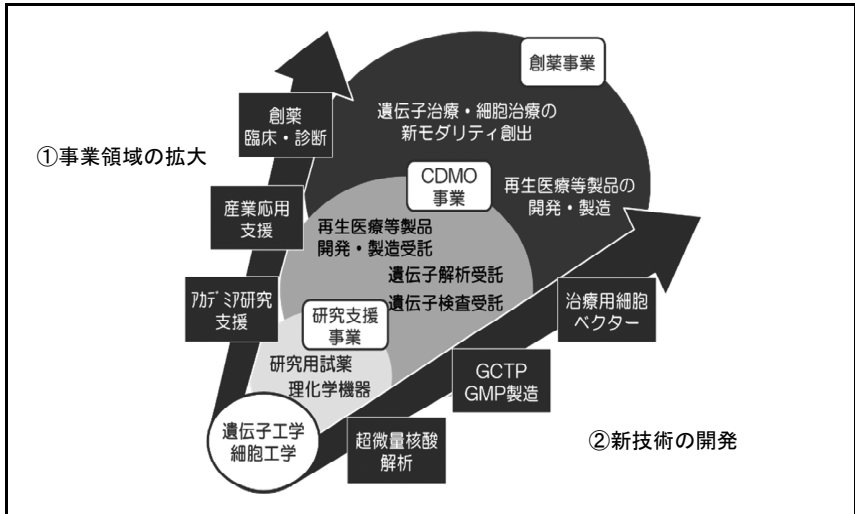
- ・コア事業である「研究用試薬・理化学機器事業」と「CDMO事業」の持続的成長
- ・将来の飛躍的成長に向けた創薬アライアンスの加速と新規臨床プロジェクトの創出
- ・伸び行くグローバル市場での展開の加速
- ・事業部門制を廃止し、部門融合による成長加速へ向けた組織体へ再編

(5) 経営基盤強化

- ・積極的な成長投資、株主還元の充実、ROEの向上
- ・成長を支える人・組織・労働環境づくり
- ・技術・研究開発基盤の強化
- ・生産性向上によるあらたな収益基盤の構築
- ・企業理念の実践による社会的価値の創造

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 「長期経営構想2025」のビジョン



①事業領域の拡大

アカデミアの研究支援から、産業応用、臨床関連分野、さらに創薬へと事業領域を拡大させる

②新技術の開発

研究用試薬などの新製品開発やCDMO事業の新メニューの開発を通じ、創薬基盤技術開発を進める

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、バイオ産業支援、遺伝子医療に関するバイオテクノロジーを活用した研究開発ならびに関連製品の製造・販売であり、事業セグメント別の主要製品等は、次のとおりであります。

事業セグメント	主 要 製 品 等
バイオ産業支援	研究用試薬（遺伝子工学試薬、細胞工学試薬、タンパク質工学試薬）、理化学機器、受託サービス、遺伝子関連特許等の実施許諾対価料
遺 伝 子 医 療	遺伝子治療薬関連の開発・販売実施許諾対価料、治験製品

(8) 主要な拠点等（2020年3月31日現在）

当社 本社	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
草津事業所	滋賀県草津市
東京支店	東京都中央区
Takara Bio Europe S.A.S.	フランス
Takara Bio Europe AB	スウェーデン
宝生物工程(大連)有限公司	中国
宝日医生物技術(北京)有限公司	中国
Takara Korea Biomedical Inc.	韓国
DSS Takara Bio India Private Limited	インド
Takara Bio USA Holdings Inc.	米国
Takara Bio USA, Inc.	米国

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
バイオ産業支援	1,375	52
遺伝子医療	41	△1
全 社（共通）	69	△1
合 計	1,485	50

- (注) 1. 従業員数は、臨時従業員および派遣社員を除いた就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究開発部門および管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
517名	37名増	40歳10か月	13年1か月

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 120,415,600株
- (3) 株主数 51,620名
- (4) 大株主（上位10名）およびその持株数

大株主の氏名	持株数	持株比率
宝ホールディングス株式会社	株 73,350,000	% 60.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,489,900	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,725,500	2.26
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	1,350,000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,065,600	0.88
JP MORGAN CHASE BANK 385151	701,412	0.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	564,200	0.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	548,300	0.46
株式会社京都銀行	500,000	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	491,300	0.41

4. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

2020年3月31日現在

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼 社長執行役員	仲 尾 功 一		Takara Bio USA Holdings Inc. 代表取締役社長 宝ホールディングス株式会社 取締役
取 締 役 会 長	大 宮 久		宝ホールディングス株式会社 代表取締役会長 宝酒造株式会社 代表取締役会長
代表取締役副社長 兼 副社長執行役員	松 崎 修一郎	トップサポート・ 事業支援部門統 括、広報・IR部 担当、財務部担当	
取 締 役 兼 専務執行役員	峰 野 純 一	バイオ産業支援事 業部門本部長、企 画開発本部統括、 プロジェクト開発 部、営業企画部担 当	Takara Korea Biomedical Inc. 代表理事副会長
取 締 役 兼 常務執行役員	木 村 正 伸	遺伝子医療事業部 門本部長、臨床推 進第1部長、臨床 推進第2部長	
取 締 役 兼 常務執行役員	宮 村 毅	バイオ産業支援事 業部門副本部長、 中国統括	宝日医生物技術(北京)有限公司 董事長 宝生物工程(大連)有限公司 董事長
取 締 役 (社外取締役)	ジャワハルラル・バハット		
取 締 役 (社外取締役)	河 島 伸 子		学校法人同志社 同志社大学 経済学部教授
取 締 役 (社外取締役)	木 村 和 子		一般社団法人医薬品セキュリ ティ研究会 代表理事 国立大学法人金沢大学 金沢大学大学院 医薬保健学総合研究科特任教授

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	喜 多 昭 彦		
常 勤 監 査 役	玉 置 雅 英		
監 査 役 (社外監査役)	鎌 田 邦 彦		弁護士法人第一法律事務所 社員
監 査 役 (社外監査役)	姫 岩 康 雄		姫岩公認会計士事務所 所長 シャープ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役 (社外監査役)	牧 川 方 昭		学校法人立命館 立命館大学 理工学部特命教授(理事補佐)

- (注) 1. 取締役 ジャワハルラル・バハット、河島伸子および木村和子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の異動は、次のとおりであります。

① 就任

2019年6月21日開催の第17回定時株主総会において、木村和子氏は取締役に、玉置雅英氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

2019年6月21日付で監査役 浅田起代蔵氏は、任期満了により退任いたしました。

4. 監査役 鎌田邦彦氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 姫岩康雄氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役 ジャワハルラル・バハット、河島伸子および木村和子の3氏ならびに監査役 鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に規定しております。これに基づき、社外取締役であるジャワハルラル・バハット、河島伸子および木村和子の3氏ならびに社外監査役である鎌田邦彦、姫岩康雄および牧川方昭の3氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	281百万円 (18百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	49百万円 (19百万円)
合 計	15名	331百万円

(注) 2019年6月21日付で任期満了により退任した監査役1名を含めて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	河 島 伸 子	学校法人同志社 同志社大学経済学部教授
社 外 取 締 役	木 村 和 子	一般社団法人医薬品セキュリティ研究会代表理事、 国立大学法人金沢大学 金沢大学大学院医薬 保健学総合研究科特任教授
社 外 監 査 役	鎌 田 邦 彦	弁護士法人第一法律事務所社員
社 外 監 査 役	姫 岩 康 雄	姫岩公認会計士事務所所長、 シャープ株式会社 社外取締役(監査等委員)
社 外 監 査 役	牧 川 方 昭	学校法人立命館 立命館大学理工学部特命教 授(理事補佐)

(注) 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に記載すべき重要な取引その他特別な関係はありません。

②当事業年度における主要な活動状況

地 位	氏 名	主 要 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	ジャワハル・バハット	当事業年度中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。
社 外 取 締 役	河 島 伸 子	当事業年度中に開催された取締役会12回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。
社 外 取 締 役	木 村 和 子	取締役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。
社 外 監 査 役	鎌 田 邦 彦	当事業年度中に開催された取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行いました。
社 外 監 査 役	姫 岩 康 雄	当事業年度中に開催された取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行いました。
社 外 監 査 役	牧 川 方 昭	当事業年度中に開催された取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を適宜行いました。また、取締役等に対する経営・財務等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役に対する監査の実施状況に関するヒアリング等を適宜行いました。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,387	流 動 負 債	6,248
現金及び預金	18,266	支払手形及び買掛金	1,027
受取手形及び売掛金	9,102	リ ー ス 債 務	134
有 価 証 券	2,000	未 払 金	2,324
商品及び製品	4,511	未 払 法 人 税 等	683
仕 掛 品	1,208	賞 与 引 当 金	557
原材料及び貯蔵品	1,874	そ の 他	1,520
そ の 他	1,479		
貸 倒 引 当 金	△56		
固 定 資 産	36,622	固 定 負 債	2,169
有 形 固 定 資 産	24,213	リ ー ス 債 務	986
建物及び構築物	10,847	退職給付に係る負債	783
機械装置及び運搬具	3,352	そ の 他	400
工具、器具及び備品	2,694		
土 地	5,724		
リ ー ス 資 産	736		
建設仮勘定	85		
そ の 他	772	負 債 合 計	8,418
無 形 固 定 資 産	11,355	純 資 産 の 部	
の れ ん	7,006	株 主 資 本	66,360
技 術 資 産	3,095	資 本 金	14,965
そ の 他	1,252	資 本 剰 余 金	32,893
投資その他の資産	1,053	利 益 剰 余 金	18,501
繰延税金資産	779	その他の包括利益累計額	135
退職給付に係る資産	40	為替換算調整勘定	436
そ の 他	233	退職給付に係る調整累計額	△300
		非 支 配 株 主 持 分	95
		純 資 産 合 計	66,591
資 産 合 計	75,009	負債及び純資産合計	75,009

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		34,565
売上原価		13,459
売上総利益		21,105
販売費及び一般管理費		14,830
営業利益		6,274
営業外収益		316
受取利息	141	
不動産賃貸料	113	
その他	61	
営業外費用		
支払利息	7	243
為替差損	160	
不動産賃貸費用	38	
その他	36	
経常利益		6,347
特別利益		914
固定資産売却益	0	
特別損失		
固定資産除売却損	31	
減損損失	880	
投資有価証券売却損	2	
税金等調整前当期純利益		5,433
法人税、住民税及び事業税	1,544	1,601
法人税等調整額	57	
当期純利益		3,831
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		3,819

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2020年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,365	流 動 負 債	4,575
現金及び預金	5,287	買 掛 金	986
受 取 手 形	388	リ ー ス 債 務	45
電 子 記 録 債 権	459	未 払 金	1,968
売 掛 金	5,971	未 払 費 用	626
有 価 証 券	2,000	未 払 法 人 税 等	507
商 品 及 び 製 品	2,807	前 受 金	55
仕 掛 品	759	預 り 金	70
原材料及び貯蔵品	587	前 受 収 益	1
前 払 費 用	196	賞 与 引 当 金	308
そ の 他	909	そ の 他	4
貸 倒 引 当 金	△0		
固 定 資 産	48,679	固 定 負 債	1,542
有 形 固 定 資 産	21,116	リ ー ス 債 務	765
建 物	9,117	退 職 給 付 引 当 金	536
構 築 物	575	資 産 除 去 債 務	176
機 械 及 び 装 置	2,548	そ の 他	63
車 両 運 搬 具	0		
工具、器具及び備品	2,411		
土 地	5,687		
リ ー ス 資 産	736		
建 設 仮 勘 定	39	負 債 合 計	6,117
無 形 固 定 資 産	432	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	395	株 主 資 本	61,927
そ の 他	36	資 本 金	14,965
投 資 そ の 他 の 資 産	27,131	資 本 剰 余 金	32,893
関 係 会 社 株 式	22,509	資 本 準 備 金	32,893
関 係 会 社 出 資 金	3,704	利 益 剰 余 金	14,067
繰 延 税 金 資 産	535	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,067
そ の 他	381	繰 越 利 益 剰 余 金	14,067
		純 資 産 合 計	61,927
資 産 合 計	68,045	負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,045

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,984
売上原価		11,764
売上総利益		10,219
販売費及び一般管理費		7,574
営業利益		2,645
営業外収益		1,559
受取利息及び受取配当金	1,474	
補助金収入	22	
その他	62	
営業外費用		
支払利息	7	196
為替差損	159	
その他	28	
経常利益		4,008
特別利益		907
固定資産売却益	0	
特別損失		
固定資産除売却損	24	
減損損失	880	
投資有価証券売却損	2	
税引前当期純利益		3,101
法人税、住民税及び事業税	549	478
法人税等調整額	△70	
当期純利益		2,623

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

タカラバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 嶋 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカラバイオ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカラバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

タカラバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 嶋 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカラバイオ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

タカラバイオ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	喜 多 昭 彦	㊞
常 勤 監 査 役	玉 置 雅 英	㊞
社 外 監 査 役	鎌 田 邦 彦	㊞
社 外 監 査 役	姫 岩 康 雄	㊞
社 外 監 査 役	牧 川 方 昭	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、バイオ産業支援・遺伝子医療の各事業における研究開発活動を積極的に実施していくため内部留保の充実に意を用いつつ、株主の皆様への利益還元についても重要な経営課題と位置づけ、経営成績および財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施していくことを基本方針としております。具体的には、連結計算書類における特別損益を加味せずに算出された想定当期純利益の20%程度を目途として剰余金の配当を行う方針であります。当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、次のとおり前期末より1株につき1円増配の8円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 963,324,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	おお みや ひさし 大 宮 久 (1943年 6 月 9 日生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 220,300株 ■当社との特別利害関係 下記参照 ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)	1968年 4 月 寶酒造株式会社（現 宝ホールディングス株式会社）入社 1974年 5 月 同社取締役 1982年 6 月 同社常務取締役 1988年 6 月 同社専務取締役 1991年 6 月 同社代表取締役副社長 1993年 6 月 同社代表取締役社長 2002年 4 月 当社取締役会長（現任） 2002年 4 月 宝酒造株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 宝ホールディングス株式会社代表取締役会長（現任） 宝酒造株式会社代表取締役会長（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 宝ホールディングス株式会社代表取締役会長 宝酒造株式会社代表取締役会長
1		＜取締役候補者とした理由等＞ ・同氏は、宝ホールディングスグループにおけるバイオ事業の創始者であり、バイオテクノロジー業界に精通し、また、宝ホールディングスグループの役員として長年にわたって培った豊富な経験・知識を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社および同社の子会社（かつ当社のいわゆる兄弟会社）である宝酒造株式会社の業務執行者（いずれも代表取締役会長）であります。 ＜当社との特別利害関係＞ 当社は、同氏が代表取締役会長をつとめている宝ホールディングス株式会社および宝酒造株式会社との間に、それぞれ次の取引関係があります。 ① 宝ホールディングス株式会社との間に、商標権の使用許諾に関する支払い、コンピュータ関連業務の委託および情報関連機器の賃借に関する支払い、事務所の賃貸に関する取引関係があります。 ② 宝酒造株式会社との間に、事務所の賃借に関する支払い、製品の購入に関する支払い、製品の販売・受託サービス等に関する取引関係があります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	なか お こう いち 仲 尾 功 一 (1962年 6 月 16 日生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 68,600株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)	1985年 4 月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2002年 4 月 当社取締役 2003年 6 月 当社常務取締役 兼 執行役員 2004年 6 月 当社専務取締役 兼 執行役員 2006年 4 月 当社専務取締役 兼 執行役員 COO 2007年 6 月 当社代表取締役副社長 兼 執行役員 COO 2008年 6 月 当社代表取締役副社長 COO 2009年 5 月 当社代表取締役社長 (現任) 2009年 6 月 宝ホールディングス株式会社取締役 (現任) 2015年 6 月 当社社長執行役員 (現任) <重要な兼職の状況> Takara Bio USA Holdings Inc. 代表取締役社長 宝ホールディングス株式会社取締役
	<取締役候補者とした理由等> ・同氏は、当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社（かつ当社の子会社）であるTakara Bio USA Holdings Inc.の業務執行者（代表取締役社長）であります。 ・同氏は、過去5年間に於いて、当社の親会社の宝ホールディングス株式会社の子会社（かつ当社の子会社）である宝生物工程（大連）有限公司、宝日医生物技術（北京）有限公司およびTakara Korea Biomedical Inc.の業務執行者（それぞれ、董事長、董事長および代表理事会長）であったことがあります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	まつ ぎき しゅう いち ろう 松 崎 修 一 郎 (1955年 9 月 5 日 生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 12,300株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%)	1980年 4 月 寶酒造株式会社 (現 宝ホールディングス株式会社) 入社 2005年 6 月 同社取締役 2007年 6 月 同社取締役 宝酒造株式会社取締役 2008年 6 月 宝ホールディングス株式会社取締役 宝酒造株式会社常務取締役 2010年 6 月 宝ホールディングス株式会社取締役 宝酒造株式会社専務取締役 2014年 6 月 当社専務取締役 2015年 6 月 当社専務取締役 兼 専務執行役員 2017年 6 月 当社取締役副社長 兼 副社長執行役員 2019年 6 月 当社代表取締役副社長 兼 副社長執行役員 (現任) < 当社における現担当 > CFO (Chief Financial Officer)
	< 取締役候補者とした理由 > 同氏は、宝ホールディングス株式会社および宝酒造株式会社の役員として、事業管理・ＩＲ・財務・経理部門において培った豊富な経験・知識を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	みねのじゅんいち 峰野純一 (1960年8月13日生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 14,400株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回(100%)	1984年4月 寶酒造株式会社(現 宝ホールディングス株式会社)入社 2004年4月 当社細胞・遺伝子治療センター長 2009年6月 当社遺伝子医療事業部門副本部長 兼 細胞・遺伝子治療センター長 2011年4月 当社執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社常務取締役 兼 常務執行役員 2019年6月 当社取締役 兼 専務執行役員(現任) ＜当社における現担当＞ COO (Chief Operating Officer) ＜重要な兼職の状況＞ Takara Korea Biomedical Inc. 代表理事副会長 ＜取締役候補者とした理由等＞ ・同氏は、新技術・新プロジェクトの研究開発、遺伝子解析関連事業および細胞医療・遺伝子治療に係る臨床研究製品・サービス等関連業務に従事し、遺伝子医療事業におけるGMP製造体制を確立させた実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社(かつ当社の子会社)であるTakara Korea Biomedical Inc.の業務執行者(代表理事副会長)であります。
5	きむらまさのぶ 木村正伸 (1963年8月19日生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 800株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回(100%)	2001年7月 第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)入社 2007年3月 株式会社イミューフロンティア入社 2010年3月 株式会社アイコン・ジャパン入社 2011年11月 パレクセル・インターナショナル株式会社入社 2013年5月 当社入社 2015年4月 当社遺伝子医療事業部門副本部長 兼 プロジェクト推進部長 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 兼 常務執行役員(現任) ＜当社における現担当＞ 臨床開発本部長 ＜取締役候補者とした理由＞ 同氏は、医薬品の開発業務に従事し、遺伝子医療事業における臨床開発を主導してきた実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	みやむら つよし 宮村 毅 (1963年10月20日生) 【再任】 ■所有する当社株式の数 8,900株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回(100%)	1988年4月 寶酒造株式会社(現 宝ホールディングス株式会社)入社 2009年1月 当社営業部長 2009年6月 当社執行役員 2014年6月 当社常務執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) <当社における現担当> 営業本部長 <重要な兼職の状況> 宝日医生物技術(北京)有限公司董事長
		<取締役候補者とした理由等> ・同氏は、バイオ事業製品・サービスの企画・マーケティング・営業・販売、子会社経営等の業務に従事し、遺伝子工学研究分野製品の中国市場拡大と子会社経営の手腕の実績を有するとともに、当社の定める取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ・同氏は、現在、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社(かつ当社の子会社)である宝日医生物技術(北京)有限公司の業務執行者(董事長)であります。 ・同氏は、過去5年間に於いて、当社の親会社である宝ホールディングス株式会社の子会社(かつ当社の子会社)である宝生物工程(大連)有限公司の業務執行者(董事長)であったことがあります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	かわしまのぶこ 河島伸子 (1962年10月27日生) (戸籍上の氏名：横山伸子) 【再任・社外】 ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回(100%) ■当社社外取締役在任期間 4年(本総会終結時)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1987年9月 株式会社電通総研入社 1995年9月 英国ウォーリック大学文化政策研究センター リサーチフェロー 1999年4月 学校法人同志社 同志社大学経済学部専任講師 2004年4月 同大学経済学部教授(現任) 2016年6月 当社取締役(社外取締役)(現任) <重要な兼職の状況> 学校法人同志社 同志社大学経済学部教授
7		<社外取締役候補者とした理由等> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、長年にわたり創造経済、企業の社会的責任等をテーマにした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただき、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待するとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <責任限定契約について> 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	き むら かづ こ 木 村 和 子 (1951年 5 月 1 日生) 【再任・社外】 ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 10回中10回 (100%) ■当社社外取締役在任期間 1 年 (本総会終結時)	1976年 4 月 厚生省 (現 厚生労働省) 生活衛生局入省 1979年 4 月 同省薬務局 1996年 7 月 世界保健機関 (WHO) 医薬品部出向 1999年 7 月 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 出向 2000年 4 月 金沢大学医薬保健研究域薬学系国際保健薬 学研究室教授 2013年 6 月 アルフレッサホールディングス株式会社 取締役 (社外取締役) 2013年 9 月 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会 代表理事 (現任) 2017年 4 月 国立大学法人金沢大学 金沢大学名誉教授 (現任) 2017年10月 同大学大学院医薬保健学総合研究科特任教 授 (現任) 2019年 6 月 当社取締役 (社外取締役) (現任) <重要な兼職の状況> 国立大学法人金沢大学 金沢大学大学院医薬保健学総合 研究科特任教授 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会代表理事 <社外取締役候補者とした理由等> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、医薬品流通の品質管理、低品質薬・偽造薬の根絶、偽造防止技術の開 発支援、専門家育成を専門としております。その専門家としての学識を当社の 経営に活かしていただき、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を 表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待すると もに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続 き社外取締役候補者となりました。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはあ りませんが、大学院教授としての医薬品流通の品質管理等に対する豊富な経験 と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただ けると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たして おり、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <責任限定契約について> 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害 賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としておりま す。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続す る予定であります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	まつむらのりおみ 松村謙臣 (1971年 7 月 10 日生) 【新任・社外】 ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 -	1998年 5 月 兵庫県立尼崎病院産婦人科医員 2000年 4 月 公立豊岡病院産婦人科医員 2002年 9 月 京都大学医学部附属病院産婦人科医員 2007年 4 月 国立大学法人京都大学医学部附属病院産婦人科特定病院助教 2008年 4 月 同大学医学部附属病院産婦人科助教 2012年12月 同大学医学部附属病院周産母子診療部講師 2013年 8 月 同大学大学院医学研究科医学専攻婦人科学産科学准教授 2017年 4 月 学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学教授（現任） 2017年 6 月 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会副委員長（現任） 2018年12月 特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍研究機構 理事 兼 TR委員（現任） <重要な兼職の状況> 学校法人近畿大学 近畿大学医学部産婦人科学教授
9	<社外取締役候補者とした理由等> ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、産婦人科学をはじめとする医学全般に関する豊富な経験および専門的知識を有し、腫瘍のゲノム解析、分子標的療法、免疫療法といった分野に特に精通しております。取締役会において、その経験および専門性を活かし、独立かつ客観的な立場から意見を表明することで、実効性の高い経営の監督体制を確保する役割を期待するとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、社外取締役候補者となりました。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての医学全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出る予定であります。 <責任限定契約について> 当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。	

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鎌田邦彦および姫岩康雄の両氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名（社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
	かま だ くに ひこ 鎌 田 邦 彦 (1960年 5 月 16 日生) 【再任・社外】 ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回 (100%) ■当期監査役会出席状況 13回中13回 (100%) ■当社監査役在任期間 4 年 (本総会終結時)	1992年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 1993年 3 月 弁理士登録 2007年 4 月 学校法人名城大学非常勤講師 (現任) 2011年 1 月 弁護士法人第一法律事務所社員 (現任) 2016年 6 月 当社監査役 (社外監査役) (現任) <重要な兼職の状況> 弁護士法人第一法律事務所社員
1		<社外監査役候補者とした理由等> ・同氏は、社外監査役候補者であります。 ・同氏は、弁護士としての高度な専門知識や経験を活かして、コンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待するとともに、当社の定める社外監査役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外監査役候補者としてしました。 ・同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <責任限定契約について> 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	ひめ いわ やす お 姫 岩 康 雄 (1953年11月5日生) 【再任・社外】 ■所有する当社株式の数 0株 ■当社との特別利害関係 なし ■当期取締役会出席状況 12回中12回(100%) ■当期監査役会出席状況 13回中13回(100%) ■当社監査役在任期間 4年(本総会終結時)	1983年8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所(現 KPMG)入所 1990年8月 日本公認会計士登録 1992年8月 KPMG ロンドン事務所駐在 1994年8月 KPMG プロジェクトジャパン欧州担当ディレクター 1996年1月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員 2001年2月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2003年9月 あずさ監査法人パートナー 2009年7月 同監査法人大阪GJP(グローバルジャパニーズプラクティス)室長 2015年5月 有限責任あずさ監査法人全国社員会議長 2016年6月 姫岩公認会計士事務所所長(現任) 当社監査役(社外監査役)(現任) 2017年6月 シャープ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 IDEC株式会社社外取締役(監査等委員)(就任予定) <重要な兼職の状況> 姫岩公認会計士事務所所長 シャープ株式会社社外取締役(監査等委員) IDEC株式会社社外取締役(監査等委員) [2020年6月就任予定] <社外監査役候補者とした理由等> ・同氏は、社外監査役候補者であります。 ・同氏は、公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識や経験を活かし、経営の透明性と客観性向上についての助言・提言を期待するとともに、当社の定める社外監査役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外監査役候補者となりました。 ・同氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、「独立役員」として同取引所に届け出ております。 <責任限定契約について> 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 滋賀県大津市におの浜四丁目7番7号

びわ湖大津プリンスホテル 3階「プリンスホール」

電話 (077) 521-1111 (代表)

〈新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせ〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されています。

本株主総会にご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。また、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、感染リスク回避の観点から、お土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

